

1 議 事 日 程 (第1号)

(令和7年第2回久山町議会3月定例会)

令和7年3月3日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

- ・ 議員派遣結果
- ・ 一部事務組合議会に関する事項
北筑昇華苑組合議会
粕屋南部消防組合議会
糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会

日程第4 議案第8号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について (町長提出)

日程第5 議案第9号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について (7久山町条例第5号) (町長提出)

日程第6 議案第10号 久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について (7久山町条例第6号) (町長提出)

日程第7 議案第11号 久山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について (7久山町条例第7号) (町長提出)

日程第8 議案第12号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について (7久山町条例第8号) (町長提出)

日程第9 議案第13号 久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について (7久山町条例第9号) (町長提出)

日程第10 議案第14号 久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について (7久山町条例第10号) (町長提出)

日程第11 議案第15号 久山町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について (7久山町条例第11号) (町長提出)

日程第12 議案第16号 損害賠償の額の決定及び和解について (町長提出)

日程第13 議案第17号 令和6年度久山町一般会計補正予算 (第8号) (町長提出)

日程第14 議案第18号 令和6年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

（町長提出）

日程第15 議案第19号 令和6年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

（町長提出）

日程第16 議案第20号 令和7年度久山町一般会計予算

（町長提出）

日程第17 議案第21号 令和7年度久山町国民健康保険特別会計予算

（町長提出）

日程第18 議案第22号 令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計予算

（町長提出）

日程第19 議案第23号 令和7年度久山町水道事業会計予算

（町長提出）

日程第20 議案第24号 令和7年度久山町公共下水道事業会計予算

（町長提出）

日程第21 諮問第1号 久山町人権擁護委員の推薦について

（町長提出）

日程第22 諮問第2号 久山町人権擁護委員の推薦について

（町長提出）

2 出席議員は次のとおりである（10名）

1番 阿部文俊

2番 久芳正司

3番 阿部哲

4番 本田光

5番 末松裕

6番 阿部恒久

7番 山野久生

8番 荒巻時雄

9番 佐伯勝宣

10番 只松秀喜

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

6番 阿部恒久

7番 山野久生

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

町長 西村勝

副町長 中原三千代

教育長 重松宏明

総務課長 久芳浩二

経営デザイン課長 小森政彦

税務課長 川上克彦

町民生活課長 井上英貴

健康課長 亀井玲子

福祉課長 稲永みき

都市整備課長 大嶋昌広

産業振興課長 阿部桂介

会計管理者 横山正利

教育課長 江上智恵

上下水道課長 平尾勇

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 篠原正継

議会事務局書記 淀川裕和

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から令和7年第2回久山町議3月定例会を開会いたします。

本日、全員出席であります。よって、議会は成立いたします。

まず初めに、3月定例会開会に当たり、町長よりご挨拶<sup>あいさつ</sup>をお受けいたします。

西村町長。

○町長（西村 勝君） 皆さま、おはようございます。本日ここに、久山町議会3月定例会を招集しましたところ、議員全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

今年は暖冬の昨年とは違い、寒さが厳しいことが予測されていました。2月に入ると日本海側の広い範囲に立春寒波が襲来し、各地で大雪となり、物流等を含め私たちの生活に大きな影響を及ぼしました。しかし、先週からはようやく、春の暖かな空気が流れ込み、全国的に気温が上昇し、いよいよ春本番を感じさせる時期を迎えます。春は久山町にとって、町内各所で桜が咲き誇る特別な季節でもあります。町民の皆さまをはじめ、多くの皆さまに久山の春を満喫していただき、心豊かな時間を過ごしていただけることを願っております。

さて、本議会が終了し、4月から新たな年度を迎えることとなります。ここで改めて国内外の情勢に目を向けると、世界では地政学的な緊張の高まりや、アメリカをはじめ政治の不安定化により、まだまだ混乱が続くことが予測されています。国内においては、少子高齢化がますます加速する中で、人手不足や円安による物価高騰が続いており、その影響は米の急激な価格上昇等にもつながり、私たちの食にも広がっています。しかし、これらの課題解決に向けた対応策やその財政負担にどう向き合っていくか、少数与党による政府のかじ取りは不透明な状況です。そのような中で、令和6年度を振り返ってみますと、長く続いたコロナ禍の影響が少なくなり、社会経済全般に回復の兆しを感じることができた1年となりました。しかしながら、全国各地では、今年も大きな地震や豪雨災害が発生し、改めて災害への備えの大切さを痛感させられた年でもありました。そのため、物価高騰への対策や災害等への備えを含めた町民の皆さまの暮らしの安心・安全の確保を行いながら、第4次総合計画に掲げる「誰もが生き生きと暮らせる健康田園都市の実現」に向けて、健康福祉、教育、産業、暮らし、地域経営のそれぞれの分野を進めていくことで、着実な成果を上げることができました。その主な内容についてご説明いたします。

まず、健康福祉の分野については、子育てつながるプロジェクト事業として進めている

「みんなでつくる公園づくり」が3年目を迎え、実施設計が完了しました。町民の皆さまがイベントも企画・運営するなど、公園整備後のソフト面での実証と方針の策定もあわせて完了しました。事業開始からワークショップやイベントなどで延べ500人以上の町民の皆さまに関わっていただき、完成に向けた期待の高まりも感じられています。

また、昨年度スタートしたシニアチャレンジ応援事業では70歳以上のシニアの皆さまが使えるチケットの範囲を町内での映画鑑賞やカラオケ、フィットネスなどに加え、本年度から町内の飲食店でも使用できるようにしました。その結果、昨年12月末までに、延べ6,392人の方が申請され、1万2,829回の利用が行われました。この数値は前年比の5倍にも上り、シニアの皆さまにも大変ご好評いただき、外出支援だけではなく、商工振興にも大きく寄与する事業となりました。

次に、教育の分野については、中学生を中心とした久山中学校図書館リニューアル事業が今月完成を迎えます。本年度は、照明や椅子の入れ替えを進めており、3月20日に町民の皆さまにお披露目会を行う予定です。また、長きにわたる懸案事項であった山田小学校体育館の内部改修およびLED化工事が完了し、久山会館2階中学校体育館および町民体育センターの空調整備工事も間もなく完了します。

産業の分野については、電子版を含むプレミアム付き商品券発行事業を実施し、発行した電子版2,000万円、紙版6,000万円が好評のうちに完売いたしております。

また、水稻農業物価高騰対策支援金は、昨年度よりも補助率を上げ、物価高騰分に当たる30%を支援しました。

暮らしの分野については、堀田4号線、山田～久原1号線、山田～小松ヶ丘線、高橋～原線などの道路の舗装打替工事を行い、<sup>おおやぶ</sup>大藪橋、前田1号線橋、笠橋などの橋梁補修工事を行いました。また、順次整備を進めている公園遊具設置については、今年度は下山田区に設置を進めています。

最後に、地域経営の分野については、公共施設利用予約申請や競争入札参加資格でオンライン申請システムを導入し、電子契約を開始しました。電子入札の準備も終え、DX推進を着実に行うことができました。

財政面においては、歳入は、ふるさと応援寄附金の返礼品の充実や広報等に力を入れたことで、前年度から約5,200万円の増を見込んでいます。財政全体としては2億8,000万円ほどの基金積立てを行う予定です。

このように、令和6年度は、町の将来像の実現に向けて着実な成果を残し、次年度につながる1年となりました。改めて議会の皆さまのご協力に感謝を申し上げます。

次にここからは、令和7年度のまちづくりの方向性および予算編成方針についてお話を

いたします。

令和7年度は第4次総合計画の4年目として、これまでの方向性と成果を踏まえながら、引き続き、町の将来像の実現に向けて、各分野における取り組みを確実に進め、事業によっては部署の横断的なつながりを持って効率的な経営を行ってまいります。

また、人のつながりを深めながら、町の資源を好循環する仕組みづくりにも着手し、住む、食べる、学ぶ、働く、遊ぶという暮らしの五つの要素、循環を少しずつ形にすることで、久山町だからできる豊かな暮らしの実現を推進してまいります。それらを踏まえ、ここからは、令和7年度の予算編成方針につきましてご説明をさせていただきます。

令和7年度久山町一般会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ69億円とし、令和6年度より5億2,300万円、8.2%の増となっています。

歳入においては、固定資産税や町民税などの税収は若干の増額を見込んでおり、ふるさと応援寄附金は、令和7年度も増額する見込みで計上しています。国・県支出金等の活用に加え、町の基金を活用しながら、物価高騰対策および投資的事業を同時に行っていく予算編成となっています。

物価高騰対策としましては、引き続き、ごみ袋の全世帯配布および水稻農業物価高騰対策支援を実施するとともに、学校給食費の値上げ分の1食当たり60円の補助などを行います。

健康福祉の分野では、子育てつながるプロジェクト事業の体制づくりや、シニアチャレンジ応援事業の利用促進、シニアスマイル講演会の実施等を引き続き行います。さらに、子育て世代に向けた新規事業として、子ども医療費の対象を高校生まで拡大します。これにより、高校生まで1月の医療費はワンコイン500円が上限となります。

ハード整備としましては、今年度から行っているヘルスC&Cセンターの空調設備改修事業、久山保育園杜の郷の空調改修工事を行います。

教育の分野では引き続き体育施設への空調整備事業を行います。今年度実施している山田小学校体育館の整備を繰越しで実施し、久原小学校体育館および猪野柔剣道場に空調整備を行います。新規事業としましては、首羅山遺跡ガイダンス施設整備のための施設実施設計および用地購入を行います。さらに、中学生を対象とした楽しみながら数学を学ぶ数学塾の開講や受験シーズンの中高生の学習場所の確保および支援を目的とした久山スタディールームを設置します。そして、社会で活躍する人材づくりの一環として、小学生を対象としたキャリア教育応援事業を実施します。

産業の分野では電子版を含むプレミアム商品券発行事業やキャッシュレス決済導入支援

を引き続き行います。新規事業としましては、循環型農業を目指し、バイオ炭を活用した米作りの実証や認定農業者を対象としたスマート農業導入支援補助金の創設、久山産の地産地消を目指した広報チラシの作成を行い、生産者と消費者をつなぐ等の新たな取り組みに力を入れてまいります。また、町内の建築物等を含め町内産の木材の活用を推進し、林業振興にも力を同じく入れてまいります。

暮らしの分野では橋本～古賀ノ脇線、前田～月見ヶ丘線、西～清水線の舗装打替工事など、道路橋梁等の整備を行います。公園遊具設置については、下久原区に設置する予定です。また、大雨災害に備えるため、町民の皆さまと連携した防災訓練を引き続き実施いたします。

地域経営の分野では、引き続き自治体DXを推進し、住民の皆さまの利便性の向上を図るとともに、職員の人材育成の強化を図ります。また、子ども会育成会、シニアクラブを対象とした新たな補助制度を新設し、町民相互のつながりをつくる機会を創出していきます。

以上が令和7年度実施する分野ごとの主な事業でございます。令和7年度も社会経済情勢、国の動向を注視しながら、必要な政策については柔軟に対応してまいります。

最後になりますが、私たちの暮らすこの久山町は来年9月に町制施行70年という節目を迎えます。今の久山町の魅力である豊かな自然や温かい人のつながり、地域資源は、先人たちが培ってきた努力の結果であり、今を暮らす私たちへのギフトでもあります。人口減少社会の到来により、環境は当時と大きく違うかもしれません。しかし、今を生きる私たちもまた、未来に久山で暮らす人たちに向けて、形を変えながらも、そのギフトを伝えていかなければなりません。そのためには、限られた町の資源を守り、生かし、発展させることで、新たな国土・社会・人間の三つの健康づくりを構築していく必要があります。その手段として、インフラと人のつながりを整えていくことも重要ですが、何より大切なことは、戦略がしっかりとしていなければ、町の発展にはつながりません。現在策定中の第3期久山町まち・ひと・しごと創生総合戦略を中心に、久山町だからできる戦略を展開することで、私たち世代からの未来へのギフトを届けられるまちづくりに邁進<sup>まいしん</sup>してまいる所存です。議会の皆さまにはご理解をいただき、今後ともより一層のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、3月議会に提案しますのは、条例改正、令和6年度補正予算、令和7年度予算等17議案および諮問2件でございます。

詳細につきましては、担当課長がご説明いたしますので、ご審議のほど重ねてよろしくお願い申し上げます。

○議長（只松秀喜君） ありがとうございます。

会議を開く前に、私から佐伯議員に申し上げます。

令和7年2月18日発行の佐伯議員が個人の責任で発行された議会報告について、以下のとおり訂正を求めます。

「新副町長も目的外使用のキーマン」の記事では、『「パワハラ疑惑」は濡れ衣だが』とあります。しかし、佐伯議員から当時の議会事務局長である現在の副町長への行為については、令和2年8月6日に設置された調査特別委員会において調査、審査され、その結果、令和2年9月定例会の最終本会議においてパワハラ行為であると認定する委員長報告がなされ全員賛成で可決しています。調査特別委員会の調査、審査を経て議会として認定された内容と異なる内容を、町民の皆さんに流布することは、議会の議決を軽視しており、議会として到底許されるものではありません。

さらに、同じ記事内において『私のイコバスバス停エリアでの街頭演説をめぐり一連の動きに「辞職決議」や議会報告訂正要求書を出させるという不当な動き』とあります。

しかしこの議員辞職勧告決議や議会報告訂正要求は、中原副町長の動きによるものではなく、議会として、佐伯議員が個人の責任で発行する議会報告に事実ではないことを書いたこと、本会議で冷静さを欠いた発言や事実に基づかない質問を行ったこと、議場外で議長に付きまとったこと、駐停車禁止場所に自家用車を止めて街頭演説を行いイコバスの運行に支障をきたしたこと、出勤中の役場職員に不要な恐怖やストレスを与えたことを理由に、適正な手続きを経て賛成多数で決議されたものであり、この記事の訂正を強く求めます。

最後に、佐伯議員が個人的に発行する議会報告の訂正について前定例会まで、通算7回求めております。しかし今なお、その動きを全く見せていません。内容訂正について、改めて早急な対応を強く求めます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（只松秀喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、久山町議会会議規則第126条の規定により、6番阿部恒久議員および7番山野久生議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（只松秀喜君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月14日までの12日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、本定例会の会期は、本日から3月14日までの12日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（只松秀喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議員派遣結果については、お手元に配布のとおりです。

次に、一部事務組合議会に関する事項の報告を行います。

北筑昇華苑組合議会、粕屋南部消防組合議会および糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告については、お手元に配布のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4 議案第8号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

○議長（只松秀喜君） 日程第4、議案第8号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議案第8号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更についてご説明いたします。

本案は、令和7年3月31日を限り、下田川清掃施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県市町村職員退職手当組合同規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願い申し上げます。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第9号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について（7久山町条例第5号）

○議長（只松秀喜君） 日程第5、議案第9号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議案第9号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明いたします。

本案は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が、令和7年6月1日に施行されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

改正内容ですが、刑法等の一部を改正する法律において、懲役刑と禁錮刑を統合した拘禁刑が創設されたことに伴い、量刑を定める条例等の一部を拘禁刑に改正するものとなっております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第10号 久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第6、議案第10号久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議案第10号久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）が施行されることに伴い、情勢適応の原則にのっとり、久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年久山町条例第23号）の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでござ

ざいます。

主な改正内容は、職員が請求した場合の超過勤務の免除の対象となる子の範囲を、現行の3歳未満から小学校就学前の子までの拡大と、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備として、家族の介護の必要性が生じた職員への両立支援制度の周知、意向確認や職員への仕事と介護の両立支援制度に関する早期情報提供および職場環境の整備を任命権者に義務付け、職員が仕事と介護の両立に必要な制度を選択できるように支援するものとなっております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第11号 久山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第7、議案第11号久山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議案第11号久山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）が施行されることに伴い、久山町職員の育児休業等に関する条例（平成4年久山町条例第1号）の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

改正内容ですが、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）の施行に伴い、法律を参照する久山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、条ずれが生じたため、改正するものとなっております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第12号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第8、議案第12号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議案第12号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、令和6年8月8日付の人事院勧告により、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第73号）が施行されることに伴い、久山町職員の給与に関する条例（昭和48年久山町条例第16号）の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

改正内容でございますが、人事院勧告の規定に基づき、扶養手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当、定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員の住居手当および給料表についてそれぞれ改正するものとなっております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただき、いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第13号 久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第9、議案第13号久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課、稲永課長。

○福祉課長（稲永みき君） 議案第13号久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第109号）が、令和7年4月1日から施行されることに伴い、久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年久山町条例第13号）の一部を改正する必要性が生じたため提案するものです。

主な改正内容は、栄養士法の改正により、これまで管理栄養士国家試験は栄養士の免許を受けたものでなければ受験することができなかったところ、改正後は管理栄養士養成

施設卒業者については栄養士免許の取得が不要とされ、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となります。これを受け、栄養士の配置等を求めている部分について管理栄養士を追加するものです。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第14号 久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第10、議案第14号久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） 議案第14号久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、令和6年12月13日付の令和6年久山町告示第53号により、集落地区整備計画の一部が変更されたことに伴い、久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成31年久山町条例第8号）の一部を改正する必要性が生じたため提案するものです。

改正の主な内容は、上久原地区集落地区計画の区域内に新たに上久原集落地区整備計画区域として、中久原H地区と上久原D地区を追加し、それぞれの集落地区内に建築できる建築物の用途ならびに敷地の最低限度、建築物の高さの最高限度等を規定する改正を行うものでございます。

詳細につきましては、議案説明会において説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第15号 久山町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第11、議案第15号久山町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例につい

てを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課、平尾課長。

- 上下水道課長(平尾 勇君) 議案第15号久山町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、水道法施行令及び水道法施行規則の一部が改正され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、久山町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年久山町条例第17号)の一部を改正する必要が生じたため提案するものです。

概要につきましては、安全な水道事業を継続するために、必要な技術者を確保することを目的として、布設工事監督者および水道技術管理者の資格要件が見直されました。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第16号 損害賠償の額の決定及び和解について

- 議長(只松秀喜君) 日程第12、議案第16号損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

- 総務課長(久芳浩二君) 議案第16号損害賠償の額の決定及び和解についてご説明いたします。

本案は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号および第13号の規定に基づき、次の下記のとおり損害賠償の額を定め和解することについて、議会の議決を求めるものでございます。

事件の概要と和解の内容でございますが、当町は、福岡県糟屋郡久山町大字山田字鳥ノ巣339番1外2筆の土地について、株式会社神野と賃貸借契約を締結し、賃貸していたところ、株式会社神野が第三者に無断転貸していたことが判明したため、令和3年1月4日付で、本件賃貸借契約を解除しました。

その後、本件土地が実際に明け渡しされるまでの賃料相当損害金の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起していたものでございます。

和解の内容ですが、相手方は町に対し65万円を支払う義務があることの確認と和解成立を1カ月、または和解成立の翌月末で合意した日までの支払いの実行、訴訟費用の各自負担などとなっております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第17号 令和6年度久山町一般会計補正予算（第8号）

○議長（只松秀喜君） 日程第13、議案第17号令和6年度久山町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営デザイン課、小森課長。

○経営デザイン課長（小森政彦君） 議案第17号令和6年度久山町一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

本案は、令和6年度久山町一般会計補正予算（第8号）で、既定の歳入歳出予算の総額69億600万3,000円から歳入歳出それぞれ4,388万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億6,211万7,000円とするものでございます。

歳出につきましては、不用額が見込まれるものは可能な限り減額補正としております。

増額となる主なものは、3款民生費の児童福祉施設運営費1,935万9,000円の増額で、これは保育士の処遇改善によるもので、保育所運営委託料および久山かじか保育園運営費負担金が増額になります。

また、2款総務費および13款諸支出金の3基金の基金積み立てが増額になります。3基金は財政調整基金基金積立金2億3,000万円、福岡市東部伏谷埋立て場関連整備基金基金積立金739万1,000円、公共施設等整備保全基金基金積立金5,000万円それぞれ増額するものです。

歳入につきましては、事業費の減額に伴い県支出金等の減額がある一方、増額となります主なものは、1款町税461万2,000円、11款地方交付税1億9,596万4,000円、18款寄附金506万円、20款繰越金1億3,109万2,000円などでございます。

詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第18号 令和6年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（只松秀喜君） 日程第14、議案第18号令和6年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第18号令和6年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

本案は、令和6年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）をお願いするもので、既定の歳入歳出予算の総額10億5,073万円から歳入歳出それぞれ1億3,184万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,888万5,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容は、歳入補正といたしましては、国民健康保険税196万円の増額、県支出金1億4,559万6,000円の減額、繰入金17万1,000円の減額、繰越金1,183万5,000円の増額でございます。

歳出補正といたしましては、総務費11万6,000円の減額、保険給付費1億4,215万円の減額、保健事業費141万7,000円の減額、諸支出金1,183万8,000円の増額でございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第19号 令和6年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（只松秀喜君） 日程第15、議案第19号令和6年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第19号令和6年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

本案は、令和6年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）をお願いするもので、既定の歳入歳出予算の総額2億447万8,000円から歳入歳出それぞれ258万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億189万7,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容は、歳入補正としましては、後期高齢者医療保険料48万6,000円の減額、繰入金209万5,000円の減額でございます。

歳出補正といたしましては、総務費10万円の減額、後期高齢者医療広域連合納付金248万1,000円の減額でございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第20号 令和7年度久山町一般会計予算

○議長（只松秀喜君） 日程第16、議案第20号令和7年度久山町一般会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営デザイン課、小森課長。

○経営デザイン課長（小森政彦君） 議案第20号令和7年度久山町一般会計予算についてご説明いたします。

本案は、令和7年度久山町一般会計予算で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億円と定めるものです。令和6年度当初予算額と比較して5億2,300万円、約8.2%の増額となっております。

令和6年度と比べ5億2,300万円の増額となりましたものは、災害時の避難場所である体育施設およびヘルスC&Cセンターの空調設備事業、庁舎の防水・空調・LED化などの改修工事、DX推進事業費を含むOA事務費、道路舗装打替工事や迎田1号橋などの橋梁改修事業、小・中学校のタブレット更新、首羅山遺跡ガイダンス施設整備事業、山ノ神遺跡発掘調査受託事業費などによるものです。

まず、令和7年度の新規事業についてご説明いたします。

先ほど述べました体育施設空調設備整備事業は、久原小学校体育館、猪野かみじ会館柔剣道場を整備する予定です。

また、いつき会館などコミュニティ施設の改修事業、農業振興を図るため水田での効果を検証するバイオ炭効果検証事業、中学生を対象に現在行っている英語塾に加え、数学塾の実施などです。

次に、拡充した事業についてご説明いたします。子ども医療費支給事業は、12月議会において条例改正を行いましたように、支給対象を高校生まで拡大します。

次に、令和7年度当初予算の主な事業と事業費についてご説明いたします。

2款総務費のふるさと応援寄附事業費3億1,203万1,000円、DX推進事業を含むOA事務費3億1,478万4,000円、交通アクセス対策費1億2,324万6,000円、3款民生費の障がい者自立支援給付費3億2,090万7,000円、児童福祉施設運営費3億4,059万4,000円、4款衛生費の空調設備改修事業費を含むヘルスC&Cセンター管理運営費2億2,147,000円、6款農林水産業費の穴口池から新堤池水路など、農業用水路改修工事を含む農地費1億731万5,000円、8款土木費の迎田1号橋の改修工事を含む道路メンテナンス補助橋梁維持事業費4,850万円、総合運動公園整備事業を含む公園費8,106万円、10款教育費の久原小学校給食室給排水設備改修工事など教育振興改修事業や児童生徒が使用するタブレット購入を含む教育振興一般経費1億6,291万8,000円、山ノ神遺跡発掘調査受託事業費を含む文化財発掘調査費1億1,351万1,000円、久原小学校体育館空調設備事業を含む保健体育総務費4,501万円などです。

また引き続き、物価高騰対策支援も実施してまいります。物価高騰対策支援として実施しますのは、指定ごみ袋支給事業、プレミアム商品券事業、水稻農業物価高騰対策支援、学校給食費助成事業、高校生等通学定期券の購入補助です。

次に、財源となります歳入ですが、主なものは、1款町税23億3,325万3,000円、11款地方交付税7億4,000万円、15款国庫支出金および16款県支出金合わせまして12億3,178万円、18款寄附金7億1,560万円、19款繰入金7億2,930万1,000円、22款町債2億5,080万円などでございます。

詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（只松秀喜君） ここで休憩いたします。再開は、すぐに再開します。

（「さっきの打ち合せになかったですよ。休憩…」と呼ぶ者あり）

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時17分

再開 午前10時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第21号 令和7年度久山町国民健康保険特別会計予算

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17、議案第21号令和7年度久山町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第21号、令和7年度久山町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、令和7年度久山町国民健康保険特別会計予算をお願いするもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億6,836万4,000円で、前年度当初予算額と比べまして7,838万2,000円の増額となり、率としましては約7.92%の増額予算でございます。

歳入の主なものとしましては、国民健康保険税1億5,713万7,000円、県支出金8億298万8,000円、繰入金1億822万8,000円を計上いたしております。

歳出の主なものとしましては、総務費2,758万7,000円、保険給付費7億9,887万4,000円、国民健康保険事業費納付金2億2,836万6,000円、保健事業費1,103万4,000円を計上いたしております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第22号 令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（只松秀喜君） 日程第18、議案第22号令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第22号令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計予算をご説明いたします。

本案は、令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計予算をお願いするもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億229万7,000円で、前年度当初予算額と比べまして557万1,000円の増額となり、率としましては約2.83%の増額予算でございます。

歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料1億5,130万3,000円、繰入金5,078万9,000円を計上いたしております。

歳出の主なものとしましては、総務費942万4,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1億9,217万3,000円を計上いたしております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第19 議案第23号 令和7年度久山町水道事業会計予算

○議長（只松秀喜君） 日程第19、議案第23号令和7年度久山町水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課、平尾課長。

○上下水道課長（平尾 勇君） 議案第23号令和7年度久山町水道事業会計予算についてご説明いたします。

本案は、令和7年度久山町水道事業会計予算をお願いするものでございます。

令和7年度の水道事業は、給水件数3,672件、年間総給水量115万3,000m³、1日平均給水量3,158m³を業務の予定量としております。

収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益2億8,114万8,000円、水道事業費用2億6,394万5,000円を予定しております。

また、資本的収入および支出につきましては、資本的収入として3億4,218万4,000円、資本的支出として5億8,349万円を予定しており、収益的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,130万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,261万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1億159万1,000円および建設改良積立金9,710万4,000円で補填^{ほてん}することとしております。

企業債につきましては、水道事業債2億4,800万円を限度額としております。一時借入金の限度額は1億円、議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費3,707万5,000円、棚卸資産の購入限度額として1,100万円を定めております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第20 議案第24号 令和7年度久山町公共下水道事業会計予算

○議長（只松秀喜君） 日程第20、議案第24号令和7年度久山町公共下水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課、平尾課長。

○上下水道課長（平尾 勇君） 議案第24号令和7年度久山町公共下水道事業会計予算についてご説明いたします。

本案は、令和7年度久山町公共下水道事業会計予算をお願いするものでございます。

令和7年度の公共下水道事業は、排水戸数3,649戸、年間総排水量92万4,558^m³、1日平均排水量2,533^m³、主な建設改良費、管渠等築造工事2億3,800万円を業務予定量としております。

収益的収入および支出につきましては、下水道事業収益5億4,410万2,000円、下水道事業費用4億8,653万5,000円を予定しております。

また、資本的収入および支出につきましては、下水道事業資本的収入2億8,663万4,000円、下水道事業資本的支出4億7,265万7,000円を予定しており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,602万3,000円は、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額2,337万5,000円、過年度分損益勘定留保資金1億6,264万8,000円で^{ほてん}補填することとしております。

企業債につきましては、流域下水道事業債1,620万円、流域関連公共下水道事業債1億6,540万円。合計1億8,160万円を限度額としております。一時借入金の限度額は4億円、議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費3,987万7,000円、一般会計からの補助金は2億5,600万円、棚卸資産の購入限度額として100万円を定めております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 諮問第1号 久山町人権擁護委員の推薦について

日程第22 諮問第2号 久山町人権擁護委員の推薦について

○議長（只松秀喜君） 日程第21、諮問第1号久山町人権擁護委員の推薦についておよび日程第22、諮問第2号久山町人権擁護委員の推薦についてを一括議題とします。

異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従いまして、日程第21、諮問第1号久山町人権擁護委員の推薦についておよび日程第22、諮問第2号久山町人権擁護委員の推薦についてを一括議題といたします。

本諮問について、提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 勝君） 諮問第1号および諮問第2号久山町人権擁護委員の推薦についてをご

説明させていただきます。

本諮問は、久山町人権擁護委員2名の任期が、令和7年6月30日をもって満了となることに伴い、再任の委員の推薦および後任の委員の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

諮問第1号で推薦する方は、下久原区にお住まいの城戸洋子氏です。城戸氏は大学を卒業後、小学校教諭として長年にわたり勤務され、子どもたちの人権やいじめ問題等の課題にも積極的に取り組んでこられました。その豊富な知識と経験を生かし、令和4年7月からは、本町の人権擁護委員としてご尽力いただいております。意欲的に活動されとともに、人格、識見ともに優れた方であることから、今回再度ご推薦させていただくものでございます。

次に諮問第2号で推薦する方は、下久原区にお住まいの豊釜水子氏です。豊釜氏は大学を卒業後、小学校教諭として長年にわたり勤務され、子どもたちの人権やいじめ問題等への対応を含め、幅広い知識と経験を有しておられます。退任後も特別支援教育等に携わり、障がいのある方への理解も深く、人格、識見ともに優れた方でありますので、今回ご推薦させていただくものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（只松秀喜君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時32分